

7.1.5 河川水生生物

河川水生生物に係る環境保全措置は以下に表-7.1.5(1)に示すとおりである。

表-7.1.5(1) 河川水生生物に係る環境保全措置

実施主体	事業者
方法及び実施の内容	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域周辺の重要な種の個体群の存続に影響があると予測される4種（サキシマヌマエビ、オカイシマキガイ、ムラクモカノコガイ、コハクカノコガイ）についてのビオトープを創出し、ビオトープへの移動を行う。 工事年次ごとの移動計画は図-7.1.5(1)～図-7.1.5(4)に示すとおりである。 ビオトープには、ボックスカルバートを通じて空港西側の事業実施区域外の表流水を導く計画であり、工事区域内から発生する表流水が混ざらない仕組みになっているが、工事の施工に当たっては、工事による濁水がボックスカルバートに流れ込まないよう、適切な濁水管理を行う。 なお、ビオトープに移動するサキシマヌマエビ、オカイシマキガイ、ムラクモカノコガイ、コハクカノコガイについては、移動先となるビオトープにおいて、サキシマヌマエビの餌となる小動物やオカイシマキガイ等の貝類の餌となる藻類が生息していることを事前に検証した上で、移動に当たっては、段階的に移動することを含めて検討したが、事業実施区域内における確認個体数が少ないとから、移動先での個体群の維持のため、可能な限り多くの個体を移動することとし、生息地の改変前に移動を行うこととする。
効 果	<ul style="list-style-type: none"> 生息環境を創出することにより生息地の消失は代償される。 また、そこへ移動を行うことにより個体群の存続が図られ、重要な種の生息状況に及ぼす環境影響の程度は低減される。
当該措置を講じた後の環境の状況の変化	<ul style="list-style-type: none"> ビオトープ施工後のイメージ（案）は図-7.1.5(5)に示すとおりであり、施工完了後に移動を行う。
効果の不確実性の程度	<ul style="list-style-type: none"> 4種の生息環境の創出及び移動について、環境保全措置の効果に係る知見が不十分であると考える。
実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> 4種とも両側回遊性であり、ビオトープ候補地の上流側において生息を確認していることから、移動先の環境の攪乱の要素は極めて小さいことから、実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響は小さいと判断される。
代償措置	<p>環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 4種の生息環境は小河川や轟川などである。造成工事により空港施設区域内の小河川が消失することから、生息に適した環境への移動は行えず、個体の消失について回避措置や有効な低減措置がとれない。 <p>損なわれ又は創出される環境に關し、位置並びに環境要素の種類及び内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 4種の代償措置としての移動地の位置は、空港施設予定地内のボックスカルバートの下流側を予定している。 ビオトープ候補地の環境要素は、コンクリート水路であり、特に損なわれる重要な環境要素ではなく、生息環境として好適な緩やかな流れ、止水域、石積み、緑陰を造る樹木等の環境を創出する。